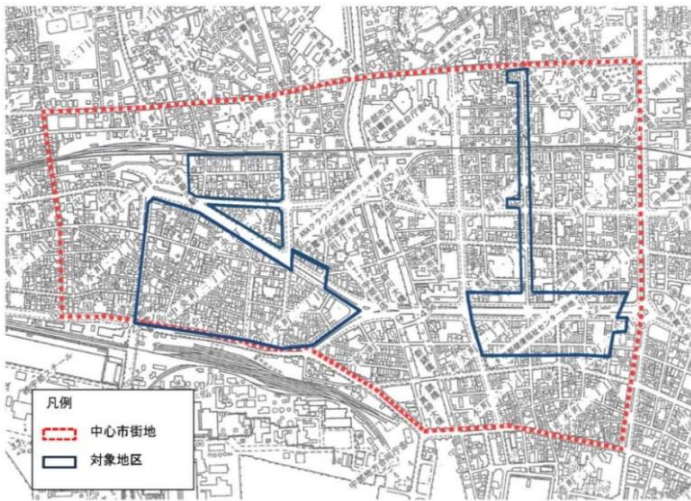


# 令和5年度宇部市中心市街地建物リノベーション事業補助金 募集要項

中心市街地の空き物件の有効活用を促進するとともに、中心市街地に必要な商業機能などの都市機能の誘導・維持を図り、にぎわいを創出する図るため、空き物件をリノベーション(再生)するための改修費を補助します。

## 補助対象地区

中心市街地内の対象地区



## 補助対象者

所有する空き物件で事業を行う者又は空き物件を借りて事業を行う者

## 補助金額

次のうちいずれか金額の低い額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、250万円を限度とします。

- ① 補助対象経費(消費税抜き)×補助率(1/2)
- ② 施工床面積×1㎡当たりの算定基準単価(35,000円)

## 補助対象経費

補助事業を実施するために必要な経費で以下のもの(市内業者が行ったもののみ対象)

- |         |              |            |       |
|---------|--------------|------------|-------|
| ① 外装工事費 | ③ 給排水衛生設備工事費 | ⑤ サイン工事費   | ⑦ 設計費 |
| ② 内装工事費 | ④ 空調設備工事費    | ⑥ 電気・照明工事費 |       |

※ 次のものは補助の対象になりません。

・外構工事(外構工事のサイン工事を含む。) ・什器・備品購入費 ・消費税及び地方消費税

## 補助要件

次のすべてにあてはまる必要があります。

- ① 中心市街地内の対象地区にある所有する空き物件で事業を行うこと又は所有者若しくは宇部市が出資したまちづくり会社から空き物件を借り受けて事業を行うこと。
- ② 出店後3年以上事業を継続すること。
- ③ 週5日以上かつ午前10時から午後6時までの時間帯に4時間以上の営業を行うこと。
- ④ 市税の滞納がないこと。
- ⑤ 賃貸借物件にあつては、空き物件をリノベーションすることについて貸主の同意を得ていること。
- ⑥ まちづくり会社が管理する転賃借物件にあつては、空き物件をリノベーションすることについて貸主及び転賃人の同意を得ていること。
- ⑦ 補助金の交付決定通知書を受ける前に改修工事等を開始しないこと。
- ⑧ 補助金交付年度内にリノベーションを完成させ、事業を開始できること。
- ⑨ 補助対象地区内での事業所等移転でないこと。
- ⑩ 国、県その他の公的機関若しくは本市から他の同種の補助金等の制度を利用していないこと。
- ⑪ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業でないこと。
- ⑫ 公序良俗に反する事業でないこと。
- ⑬ 宗教的施設として活用する物件でないこと。
- ⑭ フランチャイズ・チェーン、レギュラー・チェーン、ボランティア・チェーンの加盟店等でないこと。(ただし、宇部市に本店を置いている場合を除く。)
- ⑮ 宇部市暴力団排除条例(平成23年宇部市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者でないこと。

## 補助対象物件

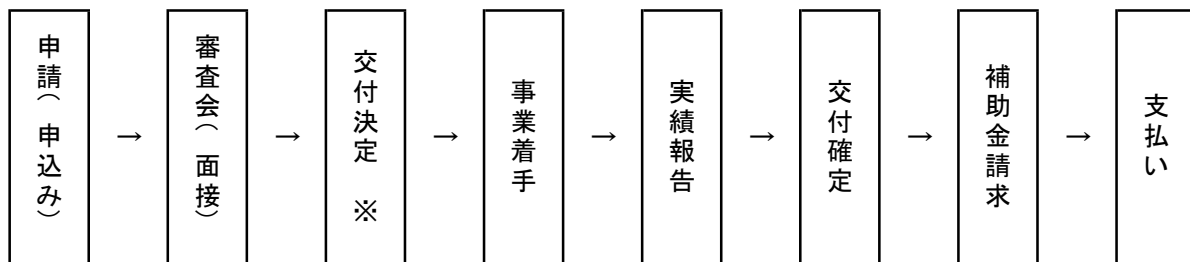
- ① まちなか居住賃貸施設
- ② 子育て支援施設
- ③ 飲食施設
- ④ 商業施設
- ⑤ 生活サービス関連施設
- ⑥ 医療福祉施設
- ⑦ 起業・創業支援施設・研究施設

※ ただし、上記に掲げる施設の事業に直接関係しない部分は補助の対象外となります。  
補助対象範囲の床面積のうち、倉庫として活用できる面積は50%以下でなければなりません。

## 提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
  - ② 事業計画書(様式第2号)
  - ③ 建物の位置図
  - ④ 建物の登記事項証明書(全部事項)(発行日が3か月以内のもの)又は登記事項証明書に代わる所有が確認できる書類
  - ⑤ 工事費等の見積書(2者以上)の写し。ただし、20万円以下の見積書は1者のみでよい。
  - ⑥ 建物平面図(工事の施工内容が分かるもの)
  - ⑦ 工事前の写真
  - ⑧ 市税の「滞納が無いことを証する証明」(納税証明書の原本)(発行日が1か月以内のもの)
  - ⑨ 住民票(法人の場合は履歴事項全部証明書)(発行日が3か月以内のもの)
  - ⑩ 誓約書(様式第17号)
- ※ その他市長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。  
※ 提出された書類は返却しません。

## 申請の手続き



※ 交付決定後、すぐに賃貸借契約書の写し(賃貸借物件の場合)又は賃貸借契約書及び転貸借契約書の写し(転貸借物件の場合)及び同意書(賃貸借物件の場合は様式第18号、転貸借物件の場合は様式第19号)を提出してください。

## 令和5年度のスケジュール

	申請期間	審査会	交付決定
一次募集	令和5年5月1日(月)～5月31日(水)	令和5年6月中旬	令和5年6月下旬
二次募集※2	令和5年8月1日(火)～8月31日(木)	令和5年9月中旬	令和5年9月下旬
三次募集※2	令和5年11月1日(水)～11月30日(木)	令和5年12月中旬	令和5年12月下旬

※ 審査会の結果、評価点の上位者から予算の範囲内で補助金の交付者を決定します。

※2 一次募集の交付決定の状況によっては、二次募集・三次募集を行わない場合があります。

## 情報公開

市へ提出いただいた書類は宇部市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。ただし、法人又は個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあると認められるものは非開示となります。

## 問合せ先

宇部市 都市政策部 中心市街地活性化推進課(市役所本庁舎4階)

TEL:0836-34-8468 FAX:0836-22-6049

E-mail:nigiwai@city.ube.yamaguchi.jp